

平成 26 年度第 4 回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 10 時 45 分開会

場 所：北海道庁別館西棟 3 階 1 号会議室

1 開 会

○事務局（田中青少年担当課長） おはようございます。少し時間が早いのですが、皆様お揃いですので、平成 26 年度第 4 回北海道青少年健全育成審議会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。環境生活部くらし安全局道民生活課の田中です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、環境生活部くらし安全局長 佐藤から御挨拶申しあげる予定でしたが、急な所用が入りまして、本日は、本年度最後の審議会ということになりますので、くれぐれも皆様によりしくお伝えくださいということでした。また、来年度も引き続き、よろしくお願いいたしますということでした。

また、皆様には無理な日程の中、集中的に御審議をいただきました北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）でございますが、皆様のお蔭をもちまして取りまとめることができ、決定の事務手続きを進めているところです。最終決定がなされた後、製本化して皆様のお手元にお届けしようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、会議に移らせていただきます。はじめに会議の成立について、御報告いたします。

北海道青少年健全育成条例の規定によりまして、「本審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない」とされているところでございますが、委員定数 15 名のうち、本日、10 名の皆様に御出席をいただいております。本会議は成立していることを御報告いたします。

また、本日はオブザーバーといたしまして、青少年行政を推進するために道庁内に設置しております、北海道青少年健全育成推進本部の幹事の方々も出席しておりますことを御報告いたします。

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

次第にありますとおり、資料 1、資料 2、資料 3 をお手元へお配りしております。足りない資料はございませんでしょうか。

それでは、本日の終了時刻でございますが、今回は、本会議の前に社会環境整備部会を開催しており、変則的な日程となっております。12 時 15 分頃を目途に終了することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行は、千葉会長にお願いいたします。

○千葉会長 はい、承知いたしました。

みなさん、おはようございます。これからしばらくの間は、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。早速ではありますけれど、次第 3 の(1)の報告事項のうちアの「平成 26 年中の少年非行等の状況について」、これに関しまして、事務局の方から報告をいただきたいと思っております。

○事務局（加藤主幹） 青少年グループの加藤と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料 1 に基づき、平成 26 年中の少年非行等の状況について、説明させていただきます。

まず①でございますが、平成 26 年の少年非行の総数は、2,136 人、前年比マイナス 26 人であり、減少傾向が続いています。

また、表の一番右にあります、不良行為少年、これは、喫煙や深夜はいかいなどで補導された少年を言いますが、15,632 人、前年比マイナス 1,787 人となり、減少傾向に変わりはありません。

その次の表である刑法犯罪種別でございますが、粗暴犯、これは、暴行や傷害などの身体犯でございますが、これが、プラス 21 人と若干増加している以外は、概ね少年非行全体数の減少とともに、減少している状況でございます。

その下の表である刑法犯学識別でございますが、以前は、高校生の非行が圧倒的多数を占めていたところですが、平成 25 年から高校生と中学生の数が逆転し、昨年は、その差がひらいている状況です。

その下の表の初発型非行でございますが、初発型非行とは、ご承知のとおり、いわゆる非行の始まりとして行われる犯罪のことを言い、これは前年比マイナス 93 件と少年非行全体の減少状況と比べますと、大幅に減少しています。

全体的な少年非行の特徴といたしましては、触法少年、すなわち刑事罰を問えない 14 歳未満の少年が、刑法犯で前年比プラス 32 名となっているほか、加えて、刑法犯学識別の状況として、中学生の増加と高校生の減少からも一層の低年齢化が進んでいると言えるところでございます。

次に、②の薬物乱用少年の状況でございますが、絶対数が少ないため、前年比 80 パーセント増加という結果になっておりますが、要因は、大麻取締法違反の少年が増えたことにあります。目立った変化はありませんでした。

最後に③の福祉犯の被害状況でございます。

被害者数は、277 人と前年比プラス 42 名となっております。これは、風営適化法、正式名、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の欄を見ていただきたいのですが、前年比プラス 56 名となっております。皆様、新聞報道等でご存じかと思いますが、北見や釧路の飲食店が、未成年者による卒業パーティーにおいて、酒を提供していた事件を検挙しており、そのため、大幅なプラスとなっているものです。

また、福祉犯の被害者のうち、コミュニティサイトなどを利用したことにより、被害を受けた少年は 84 人、前年比マイナス 5 人となっております。

以上でございます。

○千葉会長 はい、報告ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

(発言なし)

○千葉会長 どうでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、無いようであれば、次に移らせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、イの「北海道青少年健全育成条例の取組について」、これに進まさせていただきます。それではこの点も、事務局の方から報告をしていただきます。

○事務局（佐伯主任） 事務局の佐伯でございます。よろしくお願いたします。それでは、資料 2 に基づき説明させていただきます。

北海道青少年健全育成条例では、「青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化を促進すること」を施策の基本方針の一つに掲げております。道では、これに基づき、資料に記載のとおり有害環境の浄化に係る取組を行っております。今年度の取組状況につきまして、簡単ですが説明をさせていただきます。

まず、最初に 1 の有害興行の指定の状況です。

興行、これは主に映画を指しておりますが、この内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認める場合は「有害興行」として指定し、青少年の観覧を禁止しております。

指定につきましては、映画の内容審査を行っております映画倫理委員会、いわゆる映倫が 18 才未満の観覧を不適切とした映画、いわゆる「R18+」指定の映画を指定しており、今年度は 2 月末現在で 81 本を

有害興行として指定しております。

次に有害図書類の指定の状況です。

著しく粗暴性を助長するなど、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる図書類につきまして、有害図書類として指定し、青少年への販売等を禁止したり、書店などで他の一般の書籍と区分して陳列すること等を義務付けております。指定につきましては、我々事務局職員が有害図書類としての指定が適切と考えられるものを書店で購入し、社会環境整備部会へ諮問をさせていただきます。ご意見をお伺いした上で、指定を行っております。

昨年度は部会で条例改正の検討をお願いしていたことから、そちらの審議を優先したため、実績が0となっておりますが、本年度は2月末で29冊を指定しております。また、先ほど行われました部会では5冊を諮問し、5冊の指定が適当として答申をいただいております。

なお、平成24年度までは専ら猥褻な内容の図書類を指定してきた経緯がありますが、そのような類の図書類については、包括指定に該当するものが殆どであると考えられますので、今年度から時々の社会情勢を踏まえ、薬物や殺人、犯罪、違法行為など、様々なジャンルのものについても指定をしております。

次に、3の図書類自動販売機等の設置届出であります。

現在北海道内に設置されている図書類自動販売機、いわゆる猥褻本や猥褻なDVDなどを販売するものであります。この設置台数ですが、台帳上では現在98台となっております。しかし、これは台帳上の数字であり、現在稼働している販売機等はありません。本来であれば、稼働していない自動販売機等は設置者が撤去するとともに、廃止届を提出することとなっておりますが、設置者が廃業している等、連絡が取れない状況となっており、整理が進んでいないものです。

次に4の立入調査ですが、我々本庁職員及び各14の振興局の職員、市の青少年業務担当者等を立入調査員として指名し、条例で定める義務や禁止事項等の順守について、随時調査を行っております。

本年2月末現在の速報値ですが、自動販売機等の現地調査が29件、書店263件、コンビニ1,096件、カラオケ524件、ネットカフェは202件、携帯電話等販売店は346件、その他として、刃物取扱店、レンタルビデオ店等が132件、合計で2,592件となっております。

現時点で昨年度よりも460件ほど増加しておりますが、これは、条例改正に伴い、主にカラオケやネットカフェ等を対象として、見通しの悪い個室や区画席等に青少年を立ち入らせない努力義務等を追加したことや、携帯電話販売店に対してフィルタリングに係る説明を義務化したことなどが主な要因と考えております。

以上です。

○千葉会長 はい、説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、何か質問等はございませんでしょうか？

(発言なし)

○千葉会長 よろしいでしょうか。はい、それでは、質問等はないようですので、次に移らせていただきます。

次は、ウの「青少年の意識・意見調査について」であります。これについても、まず事務局から説明をしていただきます。

○事務局(浦主査) 青少年グループの浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは、平成26年度青少年の意識・意見調査結果報告書について説明をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

今年度は、集計の方法を変更いたしました。昨年度は、合計、全日制、定時制と3種類の報告書に分

けて報告をしておりましたが、今年度は、1つの報告書にまとめました。

表紙を1枚めくってご覧ください。このように、1つの質問項目について、平成26年度の合計の調査結果、全日制と定時制の内訳、そして25年度の合計の調査結果という3つのデータを、それぞれグラフにより整理しています。

また、10ページを御覧ください。図の6に記載のように、「その他」と回答のあったもののうち、内容に記載があったものは、吹き出しの中にその意見を全部ではありませんが記載しています。

次に49ページをご覧ください。この調査票には自由意見を記載する欄がありまして、今回、記載のあった意見につきまして、まとめて掲載しています。

その隣、50ページ以降は、今年度のトピックスとして、男女の役割や結婚についての項目について、男女別の内訳を掲載しています。

では、もどって表紙を御覧ください。

昨年度の審議会で、委員の皆様から2年生対象の調査であるのに、他学年の生徒も併せて集計していることについての御意見をいただきましたことから、昨年、平成21年度から昨年度までの全制の2年生分のデータを抽出して、その傾向をお示したところです。

今年度は、全日制と定時制をあわせて360名に調査票を送付しましたが、調査票を送付するにあたり、各学校に対し2年生対象の調査であることを再度お知らせの上、対象者の選定についてお願いをしました。その結果、3に記載のとおり、平成26年12月26日までに当課へ到着したものが317通あったのですが、そのうち1年生が2名含まれていましたので、その2名分を除きまして、315通について、今回集計を行っています。

また、報告書に記載しました平成25年度の数値についても、同じく2年生の数値を抽出し、集計し直したものを掲載しています。

報告書の内容については、時間の関係もありますので、すべての項目についてのご説明はいたしません、いくつかご説明したいと思います。

12P「悩みごとがあった時は、誰に相談しますか。」という問いに対して、母親、友達という回答が60%前後ということになっておりますが、相談機関は2.2%と従前どおり低い傾向となっております。また、その他の回答には、異性や恋人、精神科の医師、また、「相談を人に言えない」、「詳しく話せない」といった回答がありました。

23P「青少年がニートになると思われる要因はどこにあると思いますか。」という質問に対しては、「地域・近所の協力・助け合いの減少」が最も多くなっていますが、その他の回答として、社会に対する嫌悪感や生活保護を受けた方が楽、親離れできていないなどの回答もありました。

41P、今年度、質問項目に追加しました「携帯電話やスマートフォンを利用していますか。」という問いに対して、9割が「スマートフォンを利用している」という回答でした。42Pでは、フィルタリングの利用について、「利用している」が53.5%となっておりますが、43Pでフィルタリングを利用しない理由について聞いたところ、「LINEなどのコミュニティサイトを利用したいから」が最も多くなっており、その他の回答として、「トラブルに巻き込まれないための知識があるから」、「わからないし、考えたこともない」といった回答もございました。

最後に、50Pの、今年度のトピックスということで載せました、「男女の役割や結婚について」男女の内訳を整理したものについて御覧ください。「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ。」という考え方についての質問に対して、「賛成」と答えたのは男子の方が多くなっており、また、51Pの「子どもが小さいときは、子どもの世話をするのは母親でなければならない。」という考え方についての質問に対しては、「反対」と答えたのは男子の方が多くなっています。

また、52Pの「結婚についてどう考えているか」については、「結婚すべきだ」、「結婚した方がよい」と答えたのは男子の方が多く、その理由については53Pにありますとおり、「愛情を感じている人と暮らせる」や「精神的な安らぎの場が得られる」といった回答が男子の方が多くなっている一方で、女子

は「自分の子どもや家庭を持てる」、「親から独立できる」といった回答が多くなっています。

このトピックスについては、来年度以降も項目を変えつつ、継続していきたいと考えています。

このあと、この報告書につきましては、道民生活課のHPで公表いたしますとともに、青少年健全育成推進本部を通じ庁内各部課にも結果をお知らせすることとしております。

以上、駆け足ですが、資料3についての説明を終わらせていただきます。

○千葉会長 はい、説明ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何か、質問等はございませんでしょうか？

(発言なし)

○千葉会長 よろしいでしょうか？それでは、無いようですので、この件につきましても、この辺で終わりにしたいと思います。

それでは、一通り事務局の方から、資料に基づいて説明がありました。改めて、質問等はございませんでしょうか？全体を通して質問がありましたら、どうぞ。

河合委員どうぞ。

○河合委員 青少年の意識・意見調査結果について、分かりやすくまとめていただいていると思います。今後、どういうふうな質問項目になっていくのかな、というところで考えていたのですが、結婚に関する所なのですが、高校2年生で聞く必要があるのか、と思いながらも、結婚できないと考える若者が増えておりますので、そういう項目もあっても良いのかな、という気がちょっといたしました。そういう高校生がいるかどうか、分からないのですが、結婚できないという理由に、若者の貧困のことなども出てくるのかな、という気がいたしました。感想なのですが。

○千葉会長 ありがとうございます。ただいま、河合委員の方から、感想ということで、ある種の問題提起をしていただいたんじゃないか、という気がいたしますけれども、いかがでしょうか？

○事務局（田中青少年担当課長） はい。参考にさせていただきます。

○千葉会長 よろしいでしょうか？

○河合委員 はい。ありがとうございます。

○千葉会長 今までについて、何か他の委員から、感想をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか？

○高崎副会長 よろしいでしょうか。

48 ページの「青少年が罪を犯したり、非行に走ったりする原因」についての質問なのですが、弁護士という立場で、少年問題、最近の傾向との関係で言うと、件数自体は減少傾向にあるということで、札幌家庭裁判所のいわゆる少年事件、審判事件になっている件数も減少傾向にあることは間違いがありません。ただ、むしろ逆に深刻な問題として、裁判所等で、あるいは弁護士の中でも問題になっているのが、少なくなっている中で、再犯率、つまり同じ少年が、繰り返す件数がある、むしろその問題の方が深刻になっていて、そのことについて、どう少年たちを支えていけるか、というところが、すごく肝心になってきているのですよね。それで、Q25-2のこの質問は選択式ですよ？それで、どういう選択肢にするのが適当か、ということについては、検討していただければ、と思うのですが、例えば、格差社会が深刻になってきていて、やはり、格差社会の中で、所得の低い家庭での子どもたちの再犯率、それは、家庭環境であるとか、色々な要因が重なって起こることではあるのですが、そこら辺の

問題意識を持つての設問があると、もう少し、そういう、今の少年事件の傾向と見合った状況が浮き彫りになってくるかなという気もするものですから、これでも十分、色々反映して、参考になるのですけれども、今の状況を踏まえた問題意識で、ちょっと選択肢を工夫していただくと、より少年の状況を反映したものになるのかなと感じましたので、今後、それを生かしていただければと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

○宮崎委員 ちょっと質問なのですが、23ページの「青少年がニートになると思われる要因はどこにあると思いますか。」という質問に対して、「地域・近所の協力・助け合いの減少」というのが一番多いのですよね。これは、私のニートということに対する概念から、どういうことかなと。要するに「干渉が少ないので、ニートになった」と考えているということなのではないでしょうか。今、地域で、人間関係が希薄ですが、そういうことが、「もうちょっと濃い人間関係があれば、ニートにならずにすむんじゃないか」と考えている高校生が多いということですか？

○事務局（浦主査） そうですね。高校生がこのように考えているということは、意外ではあるのですが、やはり「地域で見守られている」ですとか、大人から、過剰な干渉は嫌だと思ってしまうのですが、「少しは見られていたい」という気持ちが青少年の中にはある、というようにこの回答からは読み取れました。昨年度も、やはりこの項目が一番多くて、70%を超えていました。他人のせいにしていないという考え方も無いわけではないと思うのですが、自分の要因よりは「大人がもう少し」といった気持ちがあるのかも知れません。

○宮崎委員 私の意識では、若者の意識とか、本人のやる気とか、この辺りが一番の原因なんじゃないかな、と。むしろ、学校教育も含めて、職業教育というものを、もっとシステマティックにやっていくということが大事なんじゃないかなと思います。それが、今出来ているのか、出来ていないのか、良く分からないのですが、人間関係の中で「かばってもらっていない」ということでニートになると考えている高校生が多いということなのではないでしょうか？ちょっと違うのかな、と置いていたのですが。そうですね。

○千葉会長 河合委員どうぞ。

○河合委員 今の御発言に対して、よろしいでしょうか。私が思ったことなのですが、自分ということではなく、聞こえてくる、見えてくるニート、あるいはニートになるであろう人たちのことを思って、回答しているのではないのかな、と思います。もしかすると、ニートという言葉の内容が良く分かっているかどうかということが一つあり、おそらくは、学校に行っていない、行けていない人たちが、同級生に居たりするわけですが「そういう人たちが、仕事にも就けず、就かず、ニートということになっていくのかなあ」というように思っていて、引きこもりと同じような感じで捉えているかもしれないな、と。そうしたときに、彼ら的には「大人が、地域の大人達が、何かをしてくれればなあ」と、「そうすると、その人たちも出やすいのかな」と、そんな感じではないかなと思います。

○宮崎委員 「社会がそういうような目で、ニートの人たちをもうちょっと見て、何かをやったら、良い」と考えているのでしょうかね。その辺をどう理解したら良いのか。

○熊谷委員 私の職業では、ボウリングとか色々やっているのですが、前は、若い人たちが、例えば10人くらいで来ていたのですが、今は2、3人なのですよね。映画もそうですね。ゲームもそうですね。カラオケもそうですね。集まる単位が小さくなっているのです。極端な話だと、集まらなくて良いというか、そういうように大きく変わってきていると思うのです。

○千葉会長 少人数で動くという傾向は強いですね。これは、私は大学に関わっていましたが、大学でも、それは見事に現れていますね。それで、最近、コンパなんかは非常にやり辛い。集まらないのですよね。大事な問題提起なんじゃないかな、と思いましたね。

○事務局（田中青少年担当課長） この辺のデータにつきましても、関係部、例えば、ニートの関係であれば、経済部の雇用の関係で中心的にやっておりますので、そちらにも情報提供をしながら、何らかの必要な手立てを講じられるものであれば、講じていくというような形で、施策に反映させていければと思います。

○河合委員 あと、ニートという言葉自体を使い続けるのは、どうなのか、という気もします。否定的な意味が含まれているので。

○宮崎委員 そうですよね。あまり否定的な意味でないニートの人も居ますからね。

○事務局（田中青少年担当課長） ニートは英語の頭文字をとって作られた言葉なのですよね。

○河合委員 そんな時に、同世代というか、高校2年生の子どもたちが、これだけ「地域の声があれば」という声を出していることはある意味、「とても暖かい声だな」というようにも思います。感想めいたことばかりで、恐縮ですが。

○千葉会長 他にありますか？よろしいでしょうか？
それでは、事務局の方から何か、ありますか？

3 その他

○事務局（佐伯主任） その他として、2点説明をさせていただきます。

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例、これは仮称でございますが、同条例の制定に伴う、北海道青少年健全育成条例の一部改正について、若干の説明をさせていただきます。

委員の皆様には、この件につきまして、3月3日付けの文書でお知らせをさせていただき、ご意見を伺ったところですが、この場をお借りして、一部改正の趣旨を説明させていただきます。

道では、危険ドラッグの社会問題化を受けて、危険ドラッグ対策を強化するため、「北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（仮称）」の制定を進めているところです。条例の所管は保健福祉部で、3月20日から、パブリックコメントを実施しております。

同条例では、厚生労働大臣が指定する薬物と同等以上に精神毒性を有する薬物を、知事が「危険薬物」として指定し、製造や輸入、使用などを規制することとしており、この条例の制定に伴い、北海道青少年健全育成条例の一部を改正するものです。

危険ドラッグに関しては、平成25年12月の北海道青少年健全育成条例の改正において、青少年が厚生労働大臣の指定する薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供する行為を禁止したところでございますが、この新たな条例の制定に伴い、知事が指定する危険薬物についても、同様の規制の必要性があるため、北海道青少年健全育成条例の一部を改正するものです。

なお、この一部改正につきましては、冒頭で申し上げたとおり、3月3日付けの文書で委員の皆様にご意見を賜りたく、お知らせしていたところですが、反対意見はなかったことを報告させていただきます。

続きまして、北海道青少年健全育成審議会委員公募に係る「若者枠」の新設について説明いたしま

す。

第4期北海道青少年健全育成審議会の任期につきましては本年7月31日までとなっておりますことから、次期、第5期審議会委員の公募を3月20日（金）から開始しております。

今回から、次代の北海道を担う若者の声を審議に反映させ、若い世代の社会参加意識を醸成することなどを目的として、若い世代の方に限定して委員を公募する「若者枠」を新設し、従来の一般枠と併せて、2名の委員を公募することとしました。

この新たな取組は、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられる見通しとなったことや、未来の社会を担っていく若者の社会参加を促進すべきとする、道民意識の高まりを受けたものです。

応募資格については、青少年の健全育成に関心のある満18歳以上、38歳以下の方、としております。

以上です。

○千葉会長 ただ今、事務局の方から2点説明がありました。それにつきまして、質問あるいは意見、または感想でもよろしいですので、出していただきたいと思っております。

○會田委員 参考までですけれど、18歳というのは、今、投票権の年齢を18歳以上までに引き下げるといいう案が国で話題になっているので、分かるのですが、上の38歳というのは、何かそういう根拠や考え方がある数字なのでしょうか？

○事務局（佐伯主任） 子ども・若者育成支援推進法上の「若者」の定義が40歳未満となっており、本審議会の任期が2年ということから、40歳未満の方に参加していただくという趣旨で、38歳とさせていただきます。

○會田委員 分かりました。

○千葉会長 よろしいでしょうか？他にございませんでしょうか？

○宮崎委員 これは、学生であっても、職業に就いている方でも、構わないということですよ？

○事務局（佐伯主任） はい。この度の公募にあたり、道内の全大学に対して、学生の皆さんへの周知依頼を行っております。

○千葉会長 他にいかがでしょうか？はい、河合委員どうぞ。

○河合委員 とても良い試みだと思います、ということをお願いした上でなのですが、複数集まった時に、どういう基準で選ぶのかということは、すでにあるのでしょうか？後々のことを考えると、基準を先に作っておいた方が良いのかな、と思います。

○千葉会長 何か、その辺りで、考えていることはありますか？

○事務局（佐伯主任） はい。応募に当たりますには、作文を書いていただくこととしておりまして、テーマとしては、「青少年を取り巻く課題と、その解決に向けて取り組むべきこと」としてあります。この作文を応募用紙とともに提出していただき、庁内の選考委員会で評価し順位付けをさせていただき、上位の方を採用することで考えております。

○事務局（田中課長） 応募用紙にも、「何故応募されるのか」という動機を記載する欄も設けておりまし

て、その応募用紙と作文の中身を総合的に勘案させていただきます。既に内部の規約で、選考委員会を設置しておりますので、「一般枠」の方は、「一般枠」の中で、こちらは、団体等で実際に青少年健全育成活動を行っていらっしゃる方というのが一般枠応募の前提となっております。そういったことや、作文の評価などを総合的に勘案させていただき、「若者枠」は「若者枠」の中で、作文や応募用紙の中で、意欲や関心等を見させていただき、選考委員会の方で選考させていただくこととしております。

○河合委員 その旨明記されているということは無いのでしょうか？選考委員会で、ということですが。

○事務局（佐伯主任） そこまで詳しくは記載しておりませんが、選考方法については、応募要領の中に明示をしております。

○宮崎委員 1名、となっておりますが、2、3名居ても良い気がします。

○事務局（田中課長） 実は、審議会の委員定数が決まっており、15名が上限ですので、この審議会も、他の審議会もそうですが、基本的には専門的見地や有識者からの意見を伺うということが、道の施策に反映させる上での前提条件になりますので、今回、私どもが先駆的な動きをしていこうということで、まずは1名、と考えているところです。今後、次の期以降に、2名、3名という議論が出てくるかもしれませんが、差し当たって、まずは1名とさせていただきたいと考えております。

○千葉会長 他の審議会等では、若い人を入れている事例はありますか？

○事務局（田中課長） 私どもが聞いているところでは、保健福祉部の子ども未来推進局に「北海道子どもの未来づくり審議会」というものがございまして、中学生、高校生を委員とした部会を持っています。

○千葉会長 大人と混じるのではなくて。

○事務局（田中課長） そうです。こういった事例は聞いているのですが、それ以外は、若者限定というものは、あるのかも知れませんが、私どもの存じている限りではございません。

○千葉会長 宮崎委員がおっしゃるように、1名だけが、こういう場に来るということは、かなり萎縮するのではないかという心配があるのですが。

○事務局（田中課長） その点は、審議会の中で、1名ということで募集している以上、それなりに意欲のある方に来ていただけたらと考えてはいるのですが。

○會田委員 年齢を制限しない一般の公募枠もあるのですよね？

○事務局（田中課長） はい。今日はお見えになっていませんが、北平委員が一般の公募枠で、今期は色々御意見をいただいているところです。

○會田委員 そこに、若い方が応募しても問題は無いのですか？

○事務局（田中課長） はい。ただ、そちらは20歳以上で、青少年健全育成活動を既にやられている方ということが条件になっています。

○會田委員 視点が違うのですね。

○事務局（田中課長） そうなのです。観点が違うのですね。やはり、有識者、専門性という観点から、そういう条件を付けざるを得なかったという部分もあるかと思えます。「若者枠」はそういった条件は付けておりません。若くて意欲のある方であれば、応募いただけるということです。

○千葉会長 他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？では、事務局の方からもう一点お願いします。

○事務局（田中課長） 私の方から、もう一点お話させていただきます。事務的な話になりますが、この後、今期の審議会としてはおそらく最後になるかと思えますが、6月の開催を考えております。日程等につきましては、また後日調整させていただく予定です。もう一点、実は、北海道YMCAから御参加いただいております宮崎委員ですけれども、北海道YMCAを退職されるということで、審議会委員辞任の申出を受けております。本当に長い間有難うございました。以上、御紹介させていただき、私の方からの連絡を終わりとさせていただきます。

○千葉会長 はい。それでは、宮崎委員が退任されるということですので、是非とも、ここで宮崎委員の方から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか？では、お願いします。

○宮崎委員 今、御紹介いただきましたとおり、実は定年が延期になっているものですから、このままずっと居るとですね、次の方の任期がどんどん短くなってしまうということもありまして、まあ、それだけでは無いですが、3月31日をもって退職をすることになりました。こちらの審議会に来させていただいたのも青少年団体の専門性ということで、来させていただいたので、それが無くなるということですので、退任を、と思いました。青少年のことを審議する、それぞれ専門の方がいらっしゃって、それぞれの専門性から御意見を会議の中で聞いて、なるほど、と大変勉強になりまして、物の見方も広がったのではないかな、というふうに考えております。様々な勝手なことも随分申し上げましたが、そのことに対する御意見もいただき、私としてはとっても良かったな、というふうに思いました。色々御意見をいただいたり、仲間に入れていただいたことに感謝を申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

○千葉会長 御挨拶、有難うございます。これまでこの審議会におきまして、委員として貴重な意見をいただきましたことに感謝いたします。北海道の青少年を別な立場から見守っていただきたいと思えます。本当にお疲れ様でした。それでは、本日予定していたものは、全て終了いたしましたので、これで終わりにしたいと思います。どうも有難うございました。

以 上